

介護福祉士試験に「一部合格」 25年度にも導入へ

技能実習・特定技能などの介護にかかわる外国人材の目指すゴール、それは「国家資格である『介護福祉士』を取って家族を呼び寄せ、日本でずっと働きたい」です。

しかしこの介護福祉士は、高い日本語読解力と語彙力、そして介護の専門的な知識が必要です。さらに3年以上の実務経験、介護福祉士の受験資格を得るために10万円以上の「実務者研修」を受けなければなりません。在留期間も限られている中、かなり狭き門であることは確かです。

そんな中、厚生労働省の有識者検討会は先月、「介護福祉士」の国家試験見直しを提言、不合格だった人を対象に、基準点以上だった分野は再受験の際に免除する「一部合格」の制度導入の提言をまとめました。

報道によれば、厚労省は早ければ2025年度の試験から適用する方向とのこと。現在私たちの特定技能人材の中には既に実務者研修に通う人も多いので、間違いなく彼らにとっては朗報ですね！学習の追い風になることを願っています。



写真は職場の近くの千鳥ヶ淵の桜と菜の花です。毎年気づけば散ってしまう桜。今年は同僚と一緒にささっと鑑賞することができました！

外国人材の姿勢から学ぶこと

4月は前年度の事業報告や各種報告をまとめるなどの書類仕事もありますが、さらに今年は申請関連の業務が立て込んでいて、大量の書類仕事に追われる春となっています。

そんな時に「よし、がんばろう！」と心のガソリンになるのは、これまで関わった技能実習・特定技能の1人1人との会話やそこで語られる人生観だったりします。4人の子供を国に置いてN1と介護福祉士を目指して勉強と仕事をがんばる人。母国の情勢が不安定で、家族を日本に呼ぶために寝る間も惜しんで勉強する人。自分のおばあさんに話しかけるように、施設で介護にあたる人。時々友達と会っていっぱい笑って泣いて、また元気に仕事に戻っていく人。大変なことがあっても弱音を吐かずにいつも明るい人。夜勤もある中、介護福祉士受験に向けて日本語・介護の勉強に日々取り組む姿勢は本当に見習いたいものです。

今日も、そんな気持ちで書類仕事に向き合っています。



来日間もない頃に「海が見たい」というリクエストにお応えして、海ほたるに行きました。定期訪問でお会いすると「あの時の海は本当にきれいでしたね！」と今でも覚えていてお話してくれます。

ミャンマー春のお正月祭り

みなさまご存じでしょうか。ミャンマーのお正月は4月です。元旦が4月17日で、その前の13日～16日は「ダジャン」という盛大に水をかけあう「水かけ祭」があり、悪いものを全て洗い流して新しい年を迎える、という意味があります。

東京でも毎年この時期「TOKYOダジャン」という野外イベントが行われています。今回声をかけていただき、会場となる木場公園に足を運んできました。

(TOKYOダジャンでは水かけはなく、濡れなくてよかったです)

会場にはミャンマー料理を楽しめる屋台村やステージでの伝統舞踊、コンサートが行われ、どこもかしこも行列と人だかりで大変な熱気でした。会場のあちこちで、組合がサポートしている技能実習生に偶然お会いしたり、違う法人で働いている友達と会って大喜びしている彼女たちを見ていて、職場とは違う、休日を好きな人たちと心から楽しんでいる様子に、なんだか胸が熱くなりました。

今だ情勢が不安定な母国への想い、日本で家族や自分の未来のために強い気持ちを持って働く姿勢に改めて寄り添いながら、組合としてしっかりサポートをしていきたいと願った1日となりました。



会場入り口には長蛇の列。入場後も屋台村のお店にも、コンサート会場の周りにも、公園内の日陰や植え込みエリアにも、とにかく大勢のミャンマー人たちであふれかえていました。

「技能実習制度運用要領」の一部改正

技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する「技能実習制度運用要領」について、4月11日付で一部改正がありました。

大きな新設のポイントとしては、

- 「技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書（参考様式1-19号）」を実習実施者において保管することが必要

- 技能実習生への適切な相談応需体制を整備するに当たっては、

監理団体において、通訳人を常勤として配置することが望まれる

このあたりでしょうか。

世の中のニュースは「育成就労」に注目が集まっていますが、育成就労が開始される2027年までまだ3年間あります。引き続きこまめに関係機関の情報更新にアンテナを張って、法令順守でまいります。

【通し番号】9

【改正箇所】第4章 第2節 第7(3) 生活指導員の選任に関するもの

改正	現行
<p>【留意事項】</p> <p>○ 生活指導員の役割</p> <p>生活指導員は、技能実習生の我が国における生活上の留意点について指導するだけでなく、技能実習生の生活状況を把握するほか、技能実習生の相談に乗るなどして、問題の発生を未然に防止することが求められます。</p> <p>例えば、以下の事柄等について日頃から技能実習生に周知・注意喚起することが考えられます。</p> <p>・ 交通ルールを遵守し、交通事故の防止に努めること。特に、自転車の乗車の際にはヘルメットの着用が努力義務とされている事に留意すること。</p> <p>・ 山や川、海などに行く際は、転落や水難事故等があり得ることに留意すること。例えば、游泳禁止区域では泳がないことや、ライフセーバーが監視している海水浴場の利用が望ましいこと、スキーでは滑走禁止区域に立ち入らないこと等、基本的な事故等の防止に努めること。</p> <p>・ 日頃から体調管理に努めるとともに、体調に問題のある場合には早期に病院の受診を心がけること。</p> <p>なお、生活指導員が全ての生活指導を自ら行わなければならないのではなく、補助者を付けて生活指導をすることも可能です。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 生活指導員の役割</p> <p>生活指導員は、技能実習生の我が国における生活上の留意点について指導するだけでなく、技能実習生の生活状況を把握するほか、技能実習生の相談に乗るなどして、問題の発生を未然に防止することが求められます。</p> <p>なお、生活指導員が全ての生活指導を自ら行わなければならないのではなく、補助者を付けて生活指導をすることも可能です。</p>

日々、関係する情報にはアンテナを高く持ちたいものです。

お問い合わせはこちらへ



日本医療介護協同組合 <https://jmcc.or.jp/>
 〒102-0093 東京都千代田区平河町一丁目7番20号
 平河町辻田ビル7F
 TEL 03-3221-7010

